

プライバシーマーク 指定審査機関 組織規程

第1章 総 則

(総 則)

第1条 この規程は、一般財団法人 日本データ通信協会（以下、「協会」という。）が、一般財団法人 日本情報経済社会推進協会（以下、「付与機関」という。）とのプライバシーマーク制度指定機関契約（以下、「指定機関契約」という。）に基づき、プライバシーマーク指定審査機関（以下、「審査機関」という。）として業務を行うために必要となる組織及び職制を定める。

2. 指定機関に関する組織および職制は、付与機関の定めるプライバシーマーク制度に係る規程、協会の定款、協会の組織規程および協会が審査機関として定めた規程（以下、「審査機関規程」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

第2章 プライバシーマーク審査会

(プライバシーマーク審査会の設置)

第2条 協会の理事長は、プライバシーマーク審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。

(審査会の所掌業務)

第3条 審査会は、以下の業務を所掌する。

- 一 新規申請及び更新申請に関する審査の合格、不合格及び再調査の決定を行うこと。
- 二 審査会により審査合格の決定を受け、かつ、マークの付与期間内にある事業者「以下、審査合格事業者」という。」からの事故等の報告に対する注意・勧告等の決定、及び異議申出の審議・答申を行うこと。
- 三 その他、審査機関に関する業務を行うこと。

(審査会の構成)

第4条 審査会は、協会外の有識者、専務理事と情報通信セキュリティ本部長の5名以上で構成するものとし、協会の理事長が委嘱する。

2. 審査会長は、審査会の委員の中から、互選によって決定する。
3. 審査会委員の任期は二年とし、再任を妨げない。

4. 協会の理事長は、次の各号に定める事由があるときは審査会委員の任を解き、新たに委員を委嘱しなければならない。ただし、委員が欠けた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 一 審査会委員に事故あるとき
 - 二 審査会委員の業務の継続が困難であると思われるとき
 - 三 審査会委員から退任の申し出を受けたとき
5. 審査会長は、審査会の議長となり、審査会業務を総理する。審査会長がその業務を行うことができない場合、または審査会長の申出があった場合は、理事長が指名する委員が審査会長の業務を代行することができる。
6. 審査会長は、審査会が営業上、財務上及びその他の圧力に影響されないようにしなければならない。

(審査会の開催)

第5条 審査会長は、原則として月一回を目処に、審査会を召集する。

(審査会の決議)

- 第6条** 審査会は構成員の過半数の出席をもって成立し、出席した構成員の過半数をもって決議する。ただし、当該決議案件に利害関係を有する構成員は、その案件に限り決議に加わることができない。
2. 更新認定及びプライバシーインパクトの小さい新規認定については、専務理事を決裁者とする協会内稟議とすることが出来るものとする。この場合、協会内稟議結果について直近の審査会にて追認するものとする。

(秘密保持義務)

第7条 審査会の委員またはこれらの職にあったものは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第3章 Pマーク審査部

(Pマーク審査部の設置)

- 第8条** 協会は、協会内にPマーク審査部を設置する。
2. Pマーク審査部は、Pマーク審査部長、審査担当者およびその補助職員で構成する。
 3. Pマーク審査部長は、審査担当者の業務を監督する。
 4. Pマーク審査部長は、審査手続規程の細則（以下、「審査規則」という。）を定めることができる。

5. P マーク審査部長は、前項の審査規則および担当した業務の結果を審査会に報告しなければならない。

(審査担当者の業務)

第9条 審査担当者は、審査機関規程、審査会規程および審査規則に従いプライバシーマーク付与にかかる以下の業務を処理する。ただし、審査担当者は、必要に応じて業務の処理の一部を補助職員に行わせることができる。

- 一 形式審査（プライバシーマーク申請書の受理）を行うこと
- 二 申請事業者に対しプライバシーマーク審査料金の請求を行うこと
- 三 文書審査及び現地審査に関する業務を行うこと
- 四 審査会への報告に関する業務を行うこと
- 五 本審査の結果の通知に関する業務を行うこと
- 六 申請事業者が審査のために提出した書類の管理を行うこと
- 七 申請事業者及び審査合格事業者のデータベースの作成と管理を行うこと
- 八 申請手続等の説明、相談および個人情報保護マネジメントシステム作成等の支援を行うこと
- 九 個人情報保護またはプライバシーマーク制度に関する広報業務を行うこと
- 十 審査合格事業者の事故等の報告に伴う調査および改善勧告に関する業務を行うこと
- 十一 付与機関への報告に関する業務を行うこと
- 十二 消費者からの相談・苦情に関する業務を行うこと
- 十三 その他、審査機関に関する業務を行うこと

第4章 経 理

(プライバシーマーク申請にかかる経理)

第10条 プライバシーマーク申請にかかる経理は、協会の一般予算で処理し、事務は協会会計課において行う。

第5章 改 定

(改定)

第11条 本規程の改定は、P マーク審査部において行い、理事長が承認するものとする。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 5 月 11 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 25 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 3 月 9 日から施行する。

以上